

# 丸光ケアサービス株式会社 行動計画

(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画)

男女ともに全社員が働きやすい職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

○計画期間 令和8年4月1日～令和12年3月31日

目標：働きやすい職場環境の整備に取り組み、社員一人当たりの有給休暇取得率60%以上とする。

○取組内容・実施時期

令和8年 4月 有給休暇取得推進について会社トップよりメッセージを発信

令和8年 4月～ 計画期間中、1年を基準に毎年以下の事項を実施

- 計画的な取得に向けての管理職研修を実施する。
- 各部署において年次有給休暇取得計画を作成
- 有給休暇取得促進機関の設定
- 中間段階（10月基準）における有給休暇取得状況の把握
- 年度末における年次有給休暇取得率の把握分析を行い次年度の計画へ反映する。

令和12年11月 有給休暇取得推進の状況についての総括を行い、事後の事業へ反映させる。